

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年7月3日（平成27年（行情）諮問第431号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行情）答申第796号）

事件名：「航空宇宙技術動向が航空防衛に及ぼす影響に関する研究の成果について」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「兵器体系研究（空幕研究または空自指定研究）」に該当する研究開発の成果報告のうち2012.4.24一本本B118で特定された以降に策定されたもの。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる51文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年4月30日付け防官文第7605号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書並びに意見書1及び2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容

を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書に文書1ないし5及び49のかがみを加えたものを特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、まず、平成26年4月25日付け防官文第6100号により、文書1ないし5及び49のそれぞれのがみについて開示決定を行った後、平成27年4月30日付け防官文第7605号により、残りの部分（本件対象文書）について、その一部が法5条1号ないし3号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」として、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また、原処分において特定した電磁的記録以外に本件開示請求に該当する電磁的記録は保有していない。
- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、上記(1)のとおり原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また、本件異議申立てがされた時点においては、異議申立人から開示の実施の申出がなされていないことから、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、当該情報の特定と開示・不開示の判断を

改めて求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示の判断をしなければならないような趣旨の規定はない。

- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち一部の不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条1号ないし3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成27年7月3日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月22日 | 審議 |
| ④ | 同年8月4日 | 異議申立人から意見書1及び2を收受 |
| ⑤ | 平成29年2月22日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月2日 | 審議 |
| ⑦ | 同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、航空自衛隊において作成された、「兵器体系研究」に該当する調査、研究の成果報告であり、処分庁はその一部を法5条1号、2号イ及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（PDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書のうち、文書6及び13ないし20の各添付書類の一部については、紙媒体及びPDFファイル形式の電磁的記録を特定し、その他の文書は紙媒体のみを特定している。

イ 文書6及び13の各添付書類の一部は、航空自衛隊の担当者がその

原稿を電磁的記録として作成し、文書完成後に当該電磁的記録をPDFファイル形式に変換した上で、原稿である電磁的記録は保存の必要がないため廃棄したものであり、また、文書14ないし20の各添付書類の一部は、特定企業から紙媒体及びPDFファイル形式の電磁的記録で納品されたものであり、防衛省において、その他の電磁的記録は保有していない。

- (2) そこで検討すると、各文書の体裁に照らし、諮問庁の上記(1)イの説明が不自然、不合理とはいえず、また、ほかに電磁的記録を保有していることをうかがわせる事情は存しないことから、防衛省において本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書のうち一部については、既に開示の実施が行われているとのことであるが、当審査会において確認したところ、開示実施文書においてマスキングされている部分のうち、別紙4に掲げる部分については、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分は、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、上記部分は、原処分（行政文書開示決定通知書）において開示された部分と認められるから、異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では、上記部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

- (2) 以上を前提として、以下、検討する。

ア 個人に関する情報

別紙2の番号56に掲げる部分には、特定企業の担当者名が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 企業の業務上のノウハウ等に係る情報

別紙2の番号14、16、18、20、22、24、26及び57に掲げる部分（別紙3の番号4ないし7及び9に掲げる部分を除

く。)には、特定企業が独自に収集及び分析した情報が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、装備品等を開発する企業の業務上のノウハウに関する内部情報等であり、これを公にすると、特定企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことであった。

諮問庁の上記説明は是認することができ、当該部分は、これを公にすることにより、特定企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙3の番号4ないし7及び9に掲げる部分には、一般的・抽象的な内容などが記載されているにすぎず、これを公にしても、特定企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 航空自衛隊の防衛力整備に資するための諸研究に係る情報

別紙2の番号1及び2に掲げる部分には、航空自衛隊の防衛力整備に資するための諸研究に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別紙3の番号1に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛力の現状及び将来構想等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙3の番号1に掲げる部分には、他の開示部分から容易に推測ができる内容が記載されているにすぎず、これを公にしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

エ 航空自衛隊の装備品及び通信に係る情報

別紙2の番号3ないし13, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27ないし55及び58に掲げる部分には、航空自衛隊の装備品及び通信に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別紙3の番号2, 3, 8及び10ないし13に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の装備品の質的能力及び通信の性質・性能の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するお

それがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙3の番号2, 3, 8及び10ないし13に掲げる部分には、他の開示部分から容易に推測ができる内容や一般的・抽象的な内容が記載されているにすぎず、これを公にしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号, 2号イ及び3号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、防衛省において本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していないとしていることは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙3に掲げる部分を除く部分は、同条1号, 2号イ及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は、同条2号イ及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

文書	行政文書の名称
1	航空宇宙技術動向が航空防衛に及ぼす影響に関する研究の成果について(報告)(17-R1(D))(開発集団研第8号。24.6.29)(かがみを除く)
2	航空宇宙技術動向が航空防衛に及ぼす影響に関する研究の成果について(報告)(17-R1(D))(開発集団研第8号。25.5.31)(かがみを除く)
3	衛星を活用した大容量情報伝送に関する調査研究の成果について(報告)(17-R3(D))(開発集団研第10号。25.6.28)(かがみを除く)
4	携帯型地对空誘導弾の基礎的運用研究(その2)(1)の成果の概要について(報告)(登録外報告)(開発集団研第6号。24.5.17)(かがみを除く)
5	携帯型地对空誘導弾の基礎的運用研究(その2)(2)(平成24年度実施分)の成果について(報告)(登録外報告)(開発集団研第11号。25.6.28)(かがみを除く)
6	平成24年度次期輸送機の技術・実用試験中間成果報告について(報告)(自発報告)(開発集団開第7号。25.2.5)
7	平成24年度次期輸送機の技術・実用試験中間成果報告(その2)について(報告)(自発報告)(開発集団開第20号。25.5.15)
8	F-2の技術的追認(その12)に関する成果について(報告)(16-R8(D))(開発集団開第41号。24.6.29)
9	F-2の技術的追認(その13)(500ポンド普通爆弾4発形態の派生形態の投下投棄領域拡大)に関する成果について(報告)(16-R8(D))(開発集団開第102号。24.12.20)
10	F-2の技術的追認(その13)のうちAAM-4及びGBU-38混載形態の飛行領域拡大及びA6-1形態(AIM-7及びAAM-3形態)の発射順序制限解除に関する成果について(報告)(16-R8(D))(開発集団開第25号。25.6.20)
11	F-2の技術的追認(その14)(ACMI POD搭載に関する兵装形態拡大及び技術資料収集等)の成果について(報告)(16-R8(D))(開発集団開第40号。25.8.9)

1 2	F-2の技術的追認（その14）（飛行制御則（空中受油試験用）に関する技術資料の収集）に関する成果について（報告）（16-R8（D））（開発集団開第60号。25.11.26）
1 3	平成23年度ミサイルの技術的追認に関する成果について（報告）（16-R8（D））（開発集団開第32号。24.6.7）
1 4	平成22年度AIM-9L誘導弾経年変化特性調査の成果について（報告）（登録外報告）（開発集団開第34号。24.6.22）
1 5	平成22年度ASM-2誘導弾経年変化特性調査の成果について（報告）（登録外報告）（開発集団開第35号。24.6.22）
1 6	平成23年度AAM-3誘導弾経年変化特性調査の成果について（報告）（登録外報告）（開発集団開第27号。25.6.25）
1 7	平成23年度AIM-9L誘導弾経年変化特性調査の成果について（報告）（登録外報告）（開発集団開第49号。25.9.25）
1 8	平成23年度ASM-1誘導弾経年変化特性調査の成果について（報告）（登録外報告）（開発集団開第50号。25.9.25）
1 9	平成23年度ASM-2誘導弾経年変化特性調査の成果について（報告）（登録外報告）（開発集団開第51号。25.9.25）
2 0	平成23年度81式短距離地对空誘導弾経年変化特性調査の成果について（報告）（登録外報告）（開発集団開第52号。25.9.25）
2 1	平成23年度自動警戒管制システムの技術的追認の成果について（報告）（16-R8（D））（開発集団開第42号。24.6.29）
2 2	平成24年度自動警戒管制システムの技術的追認の中間成果について（登録外報告）（開発集団開第103号。24.12.21）
2 3	平成24年度自動警戒管制システムの技術的追認の成果について（報告）（16-R8（D））（開発集団開第30号。25.6.27）
2 4	平成23年度警戒管制レーダーの技術的追認の成果について（報告）（16-R8（D））（開発集団開第40号。24.6.29）
2 5	平成24年度警戒管制レーダーの技術的追認の成果について（報告）（16-R8（D））（開発集団開第29号。25.6.27）
2 6	電波環境技術調査（沖永良部島分屯基地：J/FPS-7）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第281号。24.9.6）

27	電波環境技術調査（高畑山分屯基地：J/FPS-7）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第282号。24.9.6）
28	電波環境技術調査（高畑山分屯基地：戦術データ交換システム TDS）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第297号。24.9.18）
29	電波環境技術調査（美保基地：J/FPQ-7）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第380号。24.12.5）
30	電波環境技術調査（新田原基地：J/FPH-9, J/TPH-701及びJ/TPH-702）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第381号。24.12.5）
31	電波環境技術調査（笠取山分屯基地：J/FPS-3）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第21号。25.1.24）
32	電波環境技術調査（***：基地防空用地対空誘導弾）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第31号。25.1.28）
33	電波環境技術調査（***：ペトリオット）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第32号。25.1.28）
34	電波環境技術調査（入間基地：J/FPQ-6）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第55号。25.2.20）
35	電波環境技術調査（三蛇山：J/TPS-102）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第69号。25.3.6）
36	電波環境技術調査（*****：ペトリオット）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第70号。25.3.6）
37	電波環境技術調査（峯岡山分屯基地：戦術データ交換システム TDS）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第266号。25.9.18）
38	電波環境技術調査（山田分屯基地：戦術データ交換システム TDS）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第267号。25.9.18）
39	電波環境技術調査（*****：基地防空用地対空誘導弾）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第268号。25.9.18）
40	電波環境技術調査（宮古島分屯基地：J/FPS-7）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第272号。25.9.24）
41	電波環境技術調査（入間基地：J/TPH-702）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第273号。25.9.24）
42	電波環境技術調査（千歳基地：J/TPH-702）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第296号。25.10.21）

4 3	電波環境技術調査（****：ペトリオット）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第320号。25.11.19）
4 4	電波環境技術調査（百里基地：J／FPH－9及びJ／TPH－702）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第333号。25.12.2）
4 5	電波環境技術調査（串本分屯基地：戦術データ交換システム TDS）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第351号。25.12.17）
4 6	電波環境技術調査（****：基地防空用地対空誘導弾）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第34号。26.2.5）
4 7	電波環境技術調査（御前崎分屯基地：J／FPS－2）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第35号。26.2.5）
4 8	電波環境技術調査（*****：ペトリオット）成果について（報告）（登録外報告）（電実群第53号。26.2.19）
4 9	大型機の光波自己防御に関する調査研究の中間成果について（報告）（登録外報告）（開発集団研第9号。25.5.31）（かがみを除く）
5 0	平成24年度緊急脱出装置用火工品の経年変化特性調査成果報告書
5 1	平成24年度ペトリオット・モニタリング・テストの成果について（報告）（登録外報告）（飛実団開第287号。25.7.30）

※ 「*」は、文書名の一部が開示とされていない部分である。

別紙 2 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	別冊の 5 ページ, 6 ページ及び 14 ページないし 17 ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の防衛力整備に資するための諸研究に係る情報であり, これを公にすることにより, 我が国の防衛力の現状及び将来構想等が推察され, 任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当する。
		別冊付録第 1 の 4 ページ, 20 ページ, 25 ページないし 41 ページ及び 43 ページないし 48 ページのそれぞれ一部	
		別冊付録第 3 の 22 ページないし 27 ページのそれぞれ一部	
		別冊付録第 4 の 29 ページ, 30 ページ及び 32 ページないし 41 ページのそれぞれ一部	
		別冊付録第 5 の 1 ページないし 7 ページのそれぞれ一部	
2	文書 2	別冊の 4 ページ, 5 ページ及び 17 ページのそれぞれ一部	
		別冊付録第 1 の 36 ページないし 44 ページ, 46 ページないし 56 ページ及び 58 ページないし 64 ページのそれぞれ一部	
		別冊付録第 2 の 24 ページ, 47 ページ, 49 ページ, 54 ページ, 56 ページ, 57 ページ, 59 ページ, 62 ページ, 66 ページ, 70 ページ及び 82 ページのそれぞれ一部	
		別冊付録第 3 の 50 ページ, 64 ページないし 66 ページ及び 70 ページのそれぞれ一	

		部	
		別冊付録第4の57ページないし59ページ及び70ページないし72ページのそれぞれ一部	
		別冊付録第5の38ページ, 39ページ及び63ページないし81ページのそれぞれ一部	
		別冊付録第6の14ページないし48ページ, 50ページ, 51ページ, 54ページ及び55ページのそれぞれ一部	
3	文書 4	別冊の「携帯型地对空誘導弾の基礎的運用研究(その2)(1)の成果概要報告 要旨」, 用語の解, 目次及び1ページないし85ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の装備品に係る情報であり, これを公にすることにより, 航空自衛隊の装備品の質的能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当する。
		別冊付録第1の2ページの一部	
		別冊付録第2の1ページないし34ページのそれぞれ一部	
4	文書 5	別冊の1ページないし19ページの一部	
		別冊付録第1の目次及び1ページないし40ページのそれぞれ一部	
		別冊付録第2の目次及び1ページないし48ページのそれぞれ一部	
		別冊付録第3の1ページないし26ページの一部	
		別冊付録第4の1ページないし24ページの一部	
		別冊付録第5の目次及び1ペ	

		<p>ーじないし 50 ページのそれぞれ一部</p> <p>別冊付録第 6 の 2 ページないし 13 ページの一部</p>
5	文書 6	<p>別冊第 1 の 2 ページないし 14 ページのそれぞれ一部</p> <p>別冊第 3 の 26 ページ及び 29 ページないし 32 ページのそれぞれ一部</p>
6	文書 7	別冊の 165 ページの一部
7	文書 8	<p>別冊の「F-2 の技術的追認（その 12）成果報告要旨」, 2 ページないし 7 ページ, 10 ページないし 25 ページ, 27 ページないし 34 ページ及び 36 ページないし 39 ページのそれぞれ一部</p> <p>別冊付録第 1 の 1 ページないし 3 ページ, 6 ページないし 95 ページ, 98 ページないし 135 ページ, 138 ページないし 154 ページ及び 156 ページないし 209 ページのそれぞれ一部</p> <p>別冊付録第 2 の 2 ページないし 15 ページ, 20 ページないし 26 ページ, 30 ページないし 33 ページ及び 35 ページないし 47 ページのそれぞれ一部</p>
8	文書 9	別冊の「成果報告要旨」, 1 ページないし 8 ページ, 10 ページ及び 12 ページないし 49 ページのそれぞれ一部
9	文書 10	別冊の 1 ページ, 4 ページ, 6 ページ, 7 ページ, 10 ペ

		ページないし21ページ, 23ページないし31ページ, 33ページないし39ページ, 41ページないし63ページ及び65ページないし106ページのそれぞれ一部	
10	文書 11	別冊の9ページないし16ページ, 18ページないし22ページ, 24ページ, 25ページ, 27ページないし30ページ, 34ページないし64ページ, 67ページないし72ページ, 74ページ及び76ページのそれぞれ一部	
11	文書 12	別冊の7ページ, 10ページないし48ページ, 50ページ, 53ページないし57ページ, 60ページないし63ページ, 65ページ, 67ページないし75ページ, 77ページないし118ページのそれぞれ一部	
12	文書 13	別冊の「平成23年度ミサイルの技術的追認成果報告要旨」, 「用語の解」及び2ページないし10ページのそれぞれ一部 別冊付録の目次, 1ページないし12ページのそれぞれ一部	
13	文書 14	別冊の1ページないし4ページ及び6ページないし10ページのそれぞれ一部	
14		添付書類2の全部	法人が非公開とすることを条件として米国政府の認可を得たライセンサーから提供を受けた情報であって, これを公

			にすることにより，法人とライセンスとの信頼関係が損なわれ法人の事業活動に支障を及ぼすことから，法5条2号イに該当する。
15	文書 15	別冊の1ページないし4ページ及び6ページないし14ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の装備品に係る情報であり，これを公にすることにより，航空自衛隊の装備品の質的能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
16		添付書類2の表紙，目次及び目的以外の全て	法人が事業を営むに当たって独自に収集及び分析した情報であり，これを公にすることにより，当該法人の知的財産であるノウハウに関する情報が明らかとなり，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当する。
17	文書 16	別冊の「平成23年度AAM-3誘導弾経年変化特性調査成果報告書要旨」，1ページないし3ページ，5ページないし19ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の装備品に係る情報であり，これを公にすることにより，航空自衛隊の装備品の質的能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
18		添付書類2の1-2ページないし1-14ページ，2-3ページないし2-A130ページ及び3-3ページないし	法人が事業を営むに当たって独自に収集及び分析した情報であり，これを公にすることにより，当該法人の知的財産

		3-A119ページの全て 添付書類2の4-2ページの一部 添付書類2の4-3ページないし4-A30ページ及び5-3ページないし5-A9ページの全て 添付書類3の3ページないしA40ページの全て	であるノウハウに関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。
19	文書 17	別冊の「平成23年度A1M-9L経年変化特性調査成果報告要旨」、1ページないし3ページ及び5ページないし13ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の装備品に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
20		添付書類2の2ページないし189ページの全て	法人が事業を営むに当たって独自に収集及び分析した情報であり、これを公にすることにより、当該法人の知的財産であるノウハウに関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。
21	文書 18	別冊の「平成23年度ASM-1経年変化特性調査成果報告要旨」及び1ページないし13ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の装備品に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

2 2		添付書類 2 の 2 ページの一部	法人が事業を営むに当たって独自に収集及び分析した情報であり、これを公にすることにより、当該法人の知的財産であるノウハウに関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当する。
		添付書類 2 の 3 ページ以降の全て	
		添付書類 3 の 2 ページの一部	
		添付書類 3 の 3 ページ以降の全て	
2 3	文書 1 9	別冊の「平成 2 3 年度 A S M - 2 経年変化特性調査成果報告要旨」， 1 ページないし 1 8 ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の装備品に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当する。
2 4		添付書類 2 の 3 ページの一部	法人が事業を営むに当たって独自に収集及び分析した情報であり、これを公にすることにより、当該法人の知的財産であるノウハウに関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当する。
		添付書類 2 の 4 ページ以降の全て	
2 5	文書 2 0	別冊の「平成 2 3 年度 8 1 式短距離地对空誘導弾経年変化特性調査成果報告書要旨」， 1 ページないし 1 2 ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の装備品に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該

			当する。
26		添付書類2の1ページ以降の全て	法人が事業を営むに当たって独自に収集及び分析した情報であり、これを公にすることにより、当該法人の知的財産であるノウハウに関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。
27	文書 21	別冊の(1)ページないし(3)ページ、(II)ページ、(IV)ページ、(VI)ページないし(XI)ページ、目次及び2ページないし121ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の装備品に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が
28	文書 22	別冊の(1)ページないし(3)ページ、(I)ページないし(III)ページ、1ページないし8ページ、10ページないし21ページ及び23ページないし27ページのそれぞれ一部	国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
29	文書 23	別冊の(1)ページ、(2)ページ、(IV)ページ、(VII)ページないし(XI)ページ及び2ページないし77ページのそれぞれ一部	
30	文書 24	別冊の「平成23年度警戒管制レーダーの技術的追認成果報告要旨」、1ページ、4ページないし31ページ、33ページ、35ページないし105ページ、108ページないし117ページ、121ページないし127ページ、1	

		29ページ, 131ページないし133ページ, 135ページないし149ページ, 152ページないし154ページ, 156ページないし169ページ及び171ページないし175ページのそれぞれ一部	
31	文書 25	別冊の「平成24年度警戒管制レーダーの技術的追認成果報告要旨」, 1ページないし55ページ及び57ページないし195ページのそれぞれ一部	
32	文書 26	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（沖永良部島分屯基地：J/FPS-7）」, 用語の解, 目次, 1ページないし8ページ, 10ページないし14ページ及び16ページないし38ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の通信に係る情報であり, これを公にすることにより, 通信の性質・性能の一端が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当する。
33	文書 27	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（高畑山分屯基地：J/FPS-7）」, 用語の解, 目次, 1ページないし7ページ及び9ページないし37ページのそれぞれ一部	
34	文書 28	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（高畑山分屯基地：戦術データ交換システムTDS）」, 用語の解, 目次及び1ページないし13ページのそれぞれ一部	
35	文書 29	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（美保：J/FPQ-7）」, 1ページ及び3	

		ページないし13ページのそれぞれ一部	
36	文書 30	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（新田原基地：J／FPH-9，J／TPH-701及びJ／TPH-702）」，目次及び1ページないし21ページのそれぞれ一部	
37	文書 31	別冊の「電波環境技術調査（笠取山分屯基地：J／FPS-3）成果報告要旨」，用語の解及び1ページないし13ページのそれぞれ一部	
38	文書 32	件名並びに別冊の表紙，「電波環境技術調査成果報告要旨」，用語の解，目次及び1ページないし14ページのそれぞれ一部	
39	文書 33	件名並びに別冊の表紙，「電波環境技術調査成果報告要旨」，目次及び1ページないし14ページのそれぞれ一部	
40	文書 34	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（入間基地：J／FPQ-6）」，1ページ，3ページないし5ページ及び7ページないし25ページのそれぞれ一部	
41	文書 35	件名並びに別冊の表紙，「電波環境技術調査成果報告要旨」，用語の解，目次及び1ページないし21ページのそれぞれ一部	
42	文書 36	件名並びに別冊の表紙，「電波環境技術調査成果報告要旨」，目次及び1ページない	

		し17ページのそれぞれ一部	
43	文書 37	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（峯岡山分屯基地：戦術データ交換システム TDS）」，用語の解及び1ページないし12ページのそれぞれ一部	
44	文書 38	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（山田分屯基地：戦術データ交換システム TDS）」及び1ページないし9ページのそれぞれ一部	
45	文書 39	件名並びに別冊の表紙，「電波環境技術調査成果報告要旨」，目次及び1ページないし21ページのそれぞれ一部	
46	文書 40	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（宮古島分屯基地：J/FPS-7）」，用語の解，目次，1ページないし7ページ及び9ページないし38ページのそれぞれ一部	
47	文書 41	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（入間基地：J/TPH-702）」，目次，1ページ，2ページ及び4ページないし17ページのそれぞれ一部	
48	文書 42	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（千歳基地：J/TPH-702）」，目次及び1ページないし16ページのそれぞれ一部	
49	文書 43	件名並びに別冊の表紙，「電波環境技術調査成果報告要旨」，用語の解，目次及び1ページないし23ページのそ	

		れぞれ一部	
5 0	文書 4 4	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（百里基地：J／F P H－9及びJ／T P H－7 0 2）」，目次及び1ページないし2 0ページのそれぞれ一部	
5 1	文書 4 5	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（串本分屯基地：戦術データ交換システム T D S）」，用語の解，目次及び1ページないし1 5ページのそれぞれ一部	
5 2	文書 4 6	件名並びに別冊の表紙，「電波環境技術調査成果報告要旨」，用語の解，目次及び1ページないし1 6ページのそれぞれ一部	
5 3	文書 4 7	別冊の「電波環境技術調査成果報告要旨（御前崎分屯基地：J／F P S－2）」，用語の解，目次，1ページ及び3ページないし2 1ページのそれぞれ一部	
5 4	文書 4 8	件名並びに別冊の表紙，「電波環境技術調査成果報告要旨」，用語の解，1ページないし3 7ページのそれぞれ一部	
5 5	文書 4 9	別冊の「大型機の光波自己防御に関する調査研究の中間成果報告要旨」，6ページないし1 1ページ，1 3ページないし1 7ページ，1 9ページないし2 8ページ及び3 0ページないし8 3ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の装備品に係る情報であり，これを公にすることにより，航空自衛隊の装備品の質的能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該

			当する。
5 6	文書 5 0	添付書類の1枚目の一部	個人に関する情報であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当する。
5 7		添付書類の添付書類1の目次以降の全てのページのそれぞれ一部	法人が非公開とすることを条件として米国政府の認可を得たライセンサーから提供を受けた情報であって，これを公にすることにより，法人とライセンサーとの信頼関係が損なわれ法人の事業活動に支障を及ぼすことから，法5条2号イに該当する。
5 8	文書 5 1	別冊4ページ，5ページ，7ページ及び8ページのそれぞれ一部 別冊付録1ページないし30ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の装備品に係る情報であり，これを公にすることにより，航空自衛隊の装備品の質的能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。

別紙 3 (開示すべき部分)

番号	文書	具体的箇所	
1	文書 1	別冊付録 第 3	2 7 ページの表 4 - 5 における「技術課題」 欄の最上段
2	文書 5	別冊	1 ページの「目的」欄
		別冊付録 第 1	1 ページの「1 目的」直下の 1 行目及び 2 行目
		別冊付録 第 4	8, 1 2, 1 6 及び 1 7 ページの各標題部分
3	文書 8	別冊付録 第 1	7 ページの表の標題部分
4	文書 1 5	添付書類 2	3 枚目の大枠内の 4 行目ないし 8 行目
5	文書 1 6	添付書類 2	1 - 2 ページの大枠内の 1 行目ないし 6 行目
			2 - 5 ページの大枠内の 1 行目ないし 9 行目
			3 - 5 ページの大枠内の 1 行目ないし 9 行目
			4 - 4 ページの大枠内の 1 行目ないし 9 行目
			5 - 4 ページの大枠内の 1 行目ないし 9 行目
		添付書類 3	4 ページの大枠内の 1 行目ないし 4 行目及び 1 0 行目ないし 1 2 行目
6	文書 1 8	添付書類 2	2 ページの不開示部分の全て
			3 ページの大枠内の 1 行目ないし 8 行目
		添付書類 3	2 ページの不開示部分の全て
			3 ページの大枠内の 1 行目ないし 8 行目
7	文書 1 9	添付書類 2	3 ページの大枠内の 5 行目ないし 9 行目
8	文書 2 0	別冊	「平成 2 3 年度 8 1 式短距離地对空誘導弾経 年変化特性調査成果報告書要旨」の「成果の 概要」欄の 1 及び 7 行目
9		添付書類 2	1 ページの不開示部分の全て
1 0	文書 2 9	別冊	1 3 ページの図の標題部分
1 1	文書 3 0	別冊	目次の最下行の不開示部分
			2 1 ページの図の標題部分
1 2	文書 3 4	別冊	2 4 及び 2 5 ページの図の標題部分
1 3	文書 4 0	別冊	「用語の解」の表の「用語」及び「名称」欄

			の 2 段目
			1 4 ページの不開示部分

※ 空白行は数えない。

別紙 4（開示実施において不開示とされたが原処分において開示とされている部分）

番号	文書	具体的箇所	
1	文書 1	別冊付録 第 1	5 ページの図第 2 - 1 における「日本」の枠内の「A A M - 4」直下の行及び 7 ページの図第 2 - 2 の全て
		別冊付録 第 2	3 7 ページの表 3 - 1 の全て
		別冊付録 第 3	2 1 ページの図 4 - 2 の全て及び 2 8 ページの表 4 - 6 の全て
2	文書 2	別冊付録 第 2	6 7 ページの表 4 - 1 1 の全て、7 1 ページの図 4 - 1 4 の全て、7 2 ページの表 4 - 1 6 の「コスト（億円）」欄及び 7 3 ページの表 4 - 1 7 の備考欄
		別冊付録 第 3	5 2 ページの図第 4 - 2 - 1 の全て、5 3 ページの図第 4 - 2 - 2 の全て、5 5 ページの図第 4 - 3 の全て、5 7 ページの図第 4 - 4 の全て、5 9 ページの図第 4 - 5 の全て、6 9 ページの図第 6 - 1 の全て及び 7 2 ページの図第 6 - 2 の全て
		別冊付録 第 6	1 1 ページの図 1 - 2 の全て及び同図の標題直下の 1 行目ないし 4 行目並びに 5 6 ページの表 4 - 1 及び表 4 - 2 の全て

※ 空白行は数えない。